

2020年8月27日
損害保険ジャパン株式会社

新型コロナウイルス感染症による休業損失を補償する商品改定について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、感染症発生による休業リスクに対する補償の必要性が高まっていることを踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症による休業損失を新たに補償対象とする商品改定を実施します。

1. 背景

損保ジャパンは、2020年5月に、食中毒・感染症による休業損失を補償する商品において、施設で新型コロナウイルス感染症が発生し、保健所等の指示に基づき施設の消毒を行った場合等の費用等に対して、定額で20万円をお支払いする商品改定を行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束はまだまだ見えず、お客さまからは、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の短期的な必要資金に対する補償のみでなく、中長期の休業補償のご要望もいただいています。

この状況を受け、損保ジャパンは、感染症による休業補償の対象に新たに新型コロナウイルス感染症を加えることで、過去に例のない苦境の中でも感染防止対策を行いながら事業を継続されている事業者の皆さまをサポートします。

2. 商品概要

(1) 対象商品

対象商品	対象となるご契約
企業総合補償保険	以下のいずれかの特約を付帯しているご契約 ・食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項） ・食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項）

(2) 改定内容

①新型コロナウイルス感染症に関する補償

施設において、新型コロナウイルス感染症を含む特定の感染症（以下「特定感染症」）が発生したことにより、施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、休業日数等に応じて保険金をお支払いします。なお、特定感染症の発生により、保健所等の指示に基づき施設の消毒を行った場合等は、定額で20万円を即時に先払いします。

②未知の指定感染症に関する補償

約款に規定していない指定感染症（注）が施設において発生した場合、保健所等の指示に基づき施設の消毒を行った場合等は、定額で20万円を即時にお支払いします。

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める指定感染症

【感染症に関する休業補償の変遷】

	～2020年12月31日保険始期日	2021年1月1日以降保険始期日
特定感染症 ^{（注1）}	休業損失を補償	休業損失を補償：14日間・500万円限度 ^{（注3）} 上記の内枠で即時払・定額：20万円
新型コロナウイルス感染症	即時払・定額：20万円 ^{（注2）}	
未知の指定感染症	補償対象外	即時払・定額：20万円

（注1）2021年1月1日以降始期から、特定感染症に新型コロナウイルス感染症を追加します。

（注2）2020年2月1日から補償を提供している「新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項」による補償です。

（注3）休業補償と定額20万円とを合算して1回の事故につき500万円が限度となります。

（3）適用する契約

2021年1月1日以降を保険始期日とする契約

損保ジャパンは、「安心・安全・健康のテーマパーク」を実現するSOMPOグループの一員として、今後もお客さまの課題を解決するための保険商品・サービスをご提供できるよう、引き続き努力を重ねてまいります。

以上